

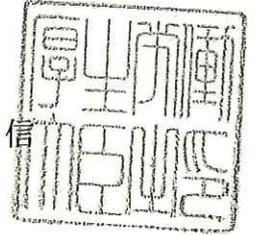
厚生労働省発生食0307第10号

平成30年3月7日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（2）及び6の（2）の検体に示す「カカオ豆及びコーヒー豆」の検体を改定すること。



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（カカオ豆の分析部位の変更について）

1. 経緯

農薬等の試験において「カカオ豆」の分析部位は、食品、添加物等の規格基準第 1 食品 A の部食品一般の成分規格（以下「成分規格」という。）の 5（2）、6（2）及び 7（2）検体の表（以下「検体の規定」という。）中において、外皮が容易に除去できないことから、「豆」と規定されている。

一方で、カカオ豆の外皮は加工時に取り除かれて食用に供されないこと、多数のカカオ豆の残留基準値が設定されている EU では、外皮を除去して検査を実施していること、近年、我が国でも選別機の開発・導入により外皮の除去が可能となっていることから、新たに基準値の見直しを行った一部の農薬等については、「カカオ豆（外皮を含まない）」との基準値を設定している。

今後、カカオ豆の検体は外皮を含まない部位に統一することが望ましいことから、原則として検体の規定を『外皮を除去したもの』に改めることとする。

2. 変更の考え方

本基準のカカオ豆の検体の規定（成分規格の 6（2））については、『外皮を除去したもの』に改めるが、基準値が設定されている農薬のうち『カカオ豆（外皮を含まない）』と規定されている以外の農薬については、従前のおり、検体の規定は外皮を含む『豆』として、外皮を除いたデータに基づく基準値の設定又は基準値の削除がなされた場合には、当該部分の農薬名を削除することとする。すでに基準値が「カカオ豆（外皮を含まない）」とされている農薬については、当該農薬の基準値の改定の際に「カカオ豆」に記載を改める。

また、カカオ豆の外皮は加工時に取り除かれて食用に供されないこと、近年のモニタリング検査で不検出とされる農薬等がカカオ豆（外皮を含む）から検出された事例はなく、諸外国から不検出とされる農薬等を使用したカカオ豆が日本に流入する可能性はきわめて低いと考えられることから、不検出とされる農薬等の分析部位（成分規格の 5（2））は『外皮を除去したもの』とする。さらに暫定基準の分析部位（成分規格の 7（2））については、暫定基準の見直しに伴い本基準に移行することから『豆』のままとする。

今回の照会は、食品、添加物等の規格基準における「カカオ豆」の残留基準を改定する事に対するものではなく、あくまで管理手法の適正化のために分析部位を改定するものである。

3. 今後の方針

食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5（2）及び6（2）の表中「カカオ豆及びコーヒー豆」の検体を、現行の「豆」から別紙のとおり変更する予定である。

また、食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の7（2）の表中「カカオ豆及びコーヒー豆」の検体については、『カカオ豆（外皮を含まない）』と規定されている農薬が無いことから、従来どおり外皮を含む「豆」のままとする。

なお、現在設定されている残留基準値の変更は行わない。

別紙

【現行の規定】

食品一般の成分規格の5（2）、6（2）及び7（2）

食品	検体（分析部位）
カカオ豆及びコーヒー豆	豆

【変更後】

食品一般の成分規格の5（2）

食品	検体
カカオ豆	外皮を除去したもの
コーヒー豆	豆

食品一般の成分規格の6（2）

食品	検体
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロルボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン及びフェニトロチオンに限る。）及びコーヒー豆	豆
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロルボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン及びフェニトロチオンは除く。）	外皮を除去したもの

※「デルタメトリン及びトラロメトリン」の検体は「豆」であるが、平成29年11月14日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会でカカオ豆の基準値を削除する案が採択された。

食品一般の成分規格の7（2）

食品	検体
カカオ豆及びコーヒー豆	豆

カカオ豆の分析部位の変更について

1. 現状

食品衛生法におけるカカオ豆の分析部位は、食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)検体の表(以下「検体の規定」という。)中「カカオ豆及びコーヒー豆」で『豆』と規定されている。

カカオ豆の検体として規定されている『豆』は、外皮が容易に除去できないことから、従来、外皮を含めて調製した試料において検査を実施し基準の適否を判断してきた。一方で、EU諸国では、外皮を除去した試料において検査を実施していること、近年、我が国でも選別機の開発・導入により外皮の除去が可能となっていることから、新たに基準値の見直しを行った一部の農薬等については、「カカオ豆(外皮を含まない)」との基準値を設定している。

このようにカカオ豆について2種類の基準が混在しており、検査部位の統一が必要となっていることからその方法について検討を行った。

2. 検討結果

今後は、国際的状況から、カカオ豆の検体は外皮を含まない部位に統一することが望ましいことから、検体の規定を改定し、カカオ豆の検体は原則として「外皮を除去したもの」に改める。

一方で、農薬の残留基準は、原則として当該農薬の使用基準に従った作物残留試験の成績を根拠に設定されており、基準値が「カカオ豆(外皮を含まない)」と規定されている以外の農薬については、外皮を含めた基準値と解されている。

このため、これらの農薬については、検体の規定を従来どおり外皮を含む「豆」とし、外皮を除いたデータに基づく基準値の設定又は基準値の削除がなされた場合には、当該部分の農薬名を削除する。

なお、基準値が「カカオ豆(外皮を含まない)」とされている農薬については、基準値の改定の際に「カカオ豆」と記載を改める。

(参考)

これまでの経緯

平成 4 年 1 0 月 2 7 日 残留基準告示改正

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝 埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一 立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介 麻布大学獣医学部生理学教授
魏 民 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清 元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野 元彦 東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣 明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子 日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井 俊一 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

食品一般の成分規格の 5 (2) 検体

食 品	検 体
カカオ豆	外皮を除去したもの
コーヒー豆	豆

食品一般の成分規格の 6 (2) 検体

食 品	検 体
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロルボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン及びフェニトロチオンに限る。）及びコーヒー豆	豆
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロルボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン及びフェニトロチオンは除く。）	外皮を除去したもの

※「デルタメトリン及びトラロメトリン」の検体は「豆」であるが、平成 29 年 11 月 14 日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会でカカオ豆の基準値を削除する案が採択された。